

### 広島県青少年健全育成条例

制定 昭和五十四年三月十三日 条例第一号  
 改正 昭和五十九年三月二十六日 条例第三号  
 昭和五十九年十二月二十五日 条例第二十八号  
 平成三年十二月二十日 条例第三十七号  
 平成七年十月十一日 条例第三十六号  
 平成八年十月九日 条例第十八号  
 平成十一年十月八日 条例第三十一号  
 平成十二年三月二十七日 条例第十九号  
 平成十三年十二月二十一日 条例第四十七号  
 平成十五年十月七日 条例第四十号  
 平成十七年七月六日 条例第三十七号  
 平成十八年三月二十七日 条例第六号  
 平成十八年七月六日 条例第三十二号  
 平成十九年十月十一日 条例第五十号

### 目次

前文  
 第一章 総則(第一条～第八条)  
 第二章 健全育成に関する施策(第九条～第十四条の二)  
 第三章 社会環境の整備のための自主規制(第十五条～第二十七条)  
 第四章 有害環境の規制  
 第一節 有害図書類販売等の規制(第二十八条～第三十二条)  
 第二節 利用カード等販売業等の規制(第三十三条の二～第三十八条の九)  
 第五章 健全育成を阻害する行為の規制(第三十九条～第四十二条の二)  
 第六章 広島県青少年環境整備審議会(第四十三条・第四十四条)  
 第七章 雑則(第四十五条～第四十七条)  
 第八章 罰則(第四十八条・第四十九条)  
 附則  
 青少年が、人間尊重と連帯の精神に満ち、豊かな創造力や自主性をもつた心身ともに健康でたくましい人間として成長していくことは、すべての県民の願いである。  
 この願いは、青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚をもつて、進んで自らの啓発、向上に努めることを基本としつつ、

それを支えるすべての県民の努力が相まって実現されるものである。

その実現を期す青少年育成県民運動は、次のような青少年育成の基本指針を掲げ、その具体化を目指して進められる。

- 一 個性の独自性に対する自覚にもとづき、その価値可能性を錬磨し、生涯教育の基礎をつくる。
- 一 家庭の愛情にはぐくまれ、社会生活において、友情と連帯の意識を養う。
- 一 国土の自然を愛護するとともに、地域社会の文化を尊重し、環境の教育的整備につとめる。
- 一 諸民族の生活と文化を理解し、平和と親善の心を込めて、国際交流に寄与する。

日々の生活のなかに、生きがいを求めてわが道を行き、一隅を照らす光となる。

われら県民は、このような自発的な意欲が青少年育成の基本であり、その意欲の具体化は、青少年の健全な育成に重要な意義をもつものであると確信する。

しかしながら、社会の激しい変化と進展の中にあつて、青少年問題はますます複雑かつ多様化し、青少年育成にかかわる課題は依然として多い。

この課題に対処し、青少年の健全な育成を図るためには、すべての県民がそれぞれの責務を再認識し、地域連帯を基調とした青少年育成活動の一層の進展に新たな意欲を結集することが必要である。  
ここに、青少年の健全な育成に関して基本となる事項を明らかにし、共通の理解と目標のもとに、新たな決意をもつて青少年の健全な育成を図るため、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (青少年育成の基本理念)

第一条 青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するよう配慮されなければならない。

#### (県の責務)

第二条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策の推進に当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

第三条 削除 「平成十七年条例三十七号」  
一部改正「平成十七年条例三十七号」

#### (県民の責務)

第四条 県民は、青少年の健全な育成についての理解と関心を深め、青少年の発意と自主性を尊重し、かつ、青少年との間に心の通いあつた援助、指導関係をもつて青少年の健全な育成に努

めなければならない。

2 県民は、自らの行為を律するとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護するよう努めなければならない。

一部改正「平成十三年条例四十七号」

#### (保護者等の責務)

第五条 保護者(親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。以下同じ)は、青少年を健全に育成することが本来の義務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で青少年を監護し、教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全で明るい家庭づくりを進めることによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

#### (学校、職場等の関係者の責務)

第六条 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

#### (地域住民の責務)

第七条 地域社会を構成する住民は、コミュニティ活動の中で、積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

#### (適用上の注意)

第八条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを濫用し、県民の自由と権利を侵害するようないことがあつてはならない。

### 第二章 健全育成に関する施策

#### (施策の基本)

第九条 青少年の健全な育成に関する県の施策の策定及び実施は、青少年及び県民の自主的な活動又は運動を基本として、これを支え、かつ、その努力を結果させるための配慮をもつて、積極的かつ効果的になされなければならない。

#### (施策の大綱)

第十条 県は、青少年の健全な育成を図るため、特に、次に掲げる事項を内容とする施策を実施するものとする。

#### 長

- (一) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助進
- (二) 青少年の健全な育成に関する指導者の養成及び確保
- (三) 青少年の活動の場としての施設の整備及び利用の促進
- (四) 青少年を取り巻く社会環境の整備及び非行防止活動の推進
- (五) 青少年の健全な育成に関する県民の自主的活動及び営業を営む者の自主規制の促進(助成等)

第十一条 県は、前条に規定する施策の推進を図るため必要があるとき、市町その他の公共団体並びに青少年の健全な育成を目的とする団体及び青少年の健全な育成に関して自主規制の措置を講ずる団体に対し、助成その他の援助措置を講ずるものとする。

一部改正「平成十七年条例三十七号」

(情報の提供)

第十二条 知事は、第十条に規定する施策の効果的な推進を図るため必要があるときは、県民及び関係機関に対し、青少年の健全な育成に関する情報を提供するものとする。

(推奨)

第十三条 知事は、映画、演劇、書籍その他これらに類するもので、その内容が青少年の健全な育成を図るうえにおいて特に有益であると認められるものを推奨することができる。

(表彰)

第十四条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げるものを表彰することができる。

- (一) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (二) 青少年又はその団体で、その行動又は活動が他の模範になると認められるもの
- (三) 営業を営む者又はその団体で、第三章に規定する自主規制を行うことにより、青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

(青少年の日)

第十四条之二 青少年の健全な育成を図るため、毎月十七日を青少年の日とする。

2 青少年の日には、県民一人一人がそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について話し合い、かつ、協力して青少年の育成活動を行うよう努めるものとする。

追加「平成三年条例三十七号」

第三章 社会環境の整備のための自主規制

(定義)

第十五条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 青少年 十八歳未満の者(婚姻により成人に達したとみなされる者を除く。)をいう。
- (二) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、文書、フィルム、音声又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。
- (三) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物及びこれらに類するものをいう。

(四) がん具刃物類 がん具、刃物及びこれらに類するものをいう。ただし、銃砲刀剣所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に定める刀剣類を除く。

(五) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに当該販売を行うことができる設備を有する機器をいう。

(六) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接対面する方法によらずに当該貸付けを行うことができる設備を有する機器をいう。

(七) 広告物 公衆に表示又は頒布されるものであつて、看板、ポスター及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。

(八) 深夜 午後十一時から翌日の日出時までの時間をいう。

(九) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二十二号)第一条第九項に定める「店舗型電話異性紹介営業」及び同条第十項に定める「無店舗型電話異性紹介営業」をいう。

(十) 利用情報 テレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な暗証番号等の情報をいう。

(十一) 利用カード 利用情報を記入した文書その他の物品をいう。

(十二) 利用カード等販売業 利用カードの販売及び利用情報の提供(利用情報を口頭、閲覧その他の方法により伝達し、これに対する対価を得ることをいう。以下同じ。)をする営業(利用カードの販売及び利用情報の提供を委託することによる営業を含む。)をいう。

一部改正「平成三年条例三十七号」  
一部改正「平成八年条例十八号」  
一部改正「平成十三年条例四十七号」  
一部改正「平成十五年条例四十号」

(図書類の販売等に係る自主規制)

第十六条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、交換若しくは貸付けをし、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。

(一) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(二) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(興行の主権に係る自主規制)

第十七条 興行を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

(がん具刃物類の販売等に係る自主規制)

第十八条 がん具刃物類の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が、第十六条第一号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、若しくは犯罪を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、交換又は貸付けをしないよう努めなければならない。

(自動販売機等による販売等に係る自主規制)

第十九条 自動販売機又は自動貸出機による図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が第十六条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を当該自動販売機又は自動貸出機に収納しないよう努めなければならない。

2 自動販売機によるがん具刃物類の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が、第十六条第一号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、若しくは犯罪を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該がん具刃物類を当該自動販売機に収納しないよう努めなければならない。

3 自動販売機等による避妊用品(薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)別表第一衛生用品の項第二号及び第三号に規定する医療用具をいう。以下同じ。)の販売を業とする者は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設等の施設の周辺に、当該自動販売機を設置しないよう努めなければならない。

4 自動販売機による避妊用品、酒類又はたばこの販売を業とする者は、青少年が当該自動販売機からこれらを購入しないような措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正「平成三年条例三十七号」  
一部改正「平成七年条例三十六号」

(広告物の表示等に係る自主規制)

第二十条 広告物の広告主及び管理者は、広告物の内容の全部又は一部が第十六条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を掲出し、表示し、又は頒布しないよう努めなければならない。

(質受け等に係る自主規制)

第二十一条 質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する質屋は、青少年から物品(有価証券を含む。)を質にとつて金銭を貸し付けないよう努めなければならない。

2 古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第二条第三項に規定する古物商は、同条第一項に規定する古物を青少年から買い受け、若しくは販売の委託を受け、又はこれを青少年と交換

しないように努めなければならない。  
3 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者は、青少年に金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。）又はその媒介をしないように努めなければならない。  
一部改正「昭和五十九年条例三三三号」  
一部改正「平成七年条例三十六号」  
一部改正「平成十九年条例五十五号」

（遊技機に係る自主規制）

第二十一条 遊技機を設置して客に遊技をさせることを業とする者は、遊技機がその構造及び遊技の方法からみて、第十六条第二号に該当すると認めるとき又は青少年の射幸心を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該遊技機により青少年に遊技をさせないように努めなければならない。  
第二十三条 削除（昭和五十九年条例二十八号）

（深夜営業に係る自主規制）

第二十四条 興行を主催する者、設備を設けて客に遊技又はスポーツを行わせる営業を営む者及び設備を設けて客に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用をさせる営業を営む者は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その興行又は営業を営む施設又は場所に青少年を入場させないように努めなければならない。  
一部改正「平成十八年条例十六号」

（テレホンクラブ等営業等に係る自主規制）

第二十四条の二 テレホンクラブ等営業を営む者又は利用カード等販売を営む者は、テレホンクラブ等営業に係る設備を青少年に利用させないように努めなければならない。  
一部改正「平成十八年条例十八号」  
一部改正「平成十三年条例四十七号」

（自主規制の相互協力）

第二十五条 図書類の販売又は貸付けを業とする者、興行を主催する者、がん具刃物類の販売を業とする者、テレホンクラブ等営業を営む者、利用カード等販売を営む者その他営業を営む者は、相互に協力し、自主的方法を講ずることにより、当該営業に関して青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。  
一部改正「平成八年条例十八号」

（有害な図書類等の自主選定）

第二十六条 図書類の販売を業とする者の団体及び興行を主催する者の団体並びにこれらの代表者を含む者で構成され、かつ、青少年の健全な育成にかかわる自主規制の管理又は推進を主たる目的とする団体は、図書類又は興行の内容の全部又は一部が第十六条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書

類又は興行を青少年に有害な図書類又は興行として選定するとともに、これを明らかにするよう努めなければならない。  
2 がん具刃物類の販売を業とする者の団体は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が、第十六条第一号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、若しくは犯罪を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として選定するとともに、これを明らかにするよう努めなければならない。  
一部改正「平成三年条例三十七号」

（自主規制の指導等）

第二十七条 知事は、この章に定める自主規制の実があがるようにするため、営業を営む者その他関係者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

第四章 有害環境の規制

追加「平成三年条例三十七号」  
第一節 有害図書類販売等の規制  
追加「平成八年条例十八号」

（有害図書類の指定等）

第二十八条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。  
(一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの  
(二) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。

(一) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数が二十ページ以上あるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上を占めるもの  
(二) 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクであつて、全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて三分を超えるもの

(三) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に第一号の規則で定める写真又は絵を掲載している図書類

3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第一項の規定により指定された図書類及び前項各号に掲げる図書類（以下、有害

図書類）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、交換し、又は貸し付けてはならない。  
4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときには、当該図書類を他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に置かなければならない。  
追加「平成三年条例三十七号」  
一部改正「平成八年条例十八号」  
一部改正「平成十五年条例四十号」

（有害興行の指定等）

第二十九条 知事は、興行の内容の全部又は一部が、前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。  
2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行（以下「有害興行」という。）を青少年に観覧させてはならない。  
3 興行を主催する者は、有害興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に、当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。

追加「平成三年条例三十七号」

（有害がん具刃物類の指定等）

第三十条 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が、第二十八条第一項第一号に該当すると認めるとき又は著しく人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、若しくは犯罪を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。  
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害ながん具刃物類とする。

(一) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するものであつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの  
(二) 下着の形状をしたがん具  
(三) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

(四) 圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるもので、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの  
(五) 刃物（日常生活の用に供する目的で製作された認められる刃物を除く。）であつて、規則で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルを超え、かつ、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 がん具刃物類の販売又は貸付けを業とする者は、第一項の規定により指定されたがん具刃物類及び前項各号に掲げるがん具刃物類（以下、有害がん具刃物類）を青少年に販売し、

頒布し、贈与し、交換し、又は貸し付けてはならない。

追加「平成三年条例三十七号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

(有害広告物の指定等)

第三十一条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が、第二十八条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。

2 広告物の広告主又は管理者は、前項の規定により指定された広告物を掲出し、表示し、又は頒布してはならない。

3 前項の規定は、他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から見えない場所に表示し、又は掲出されている広告物については、適用しない。

追加「平成三年条例三十七号」

(自動販売機等の設置届等)

第三十二条 図書類又はがん具刃物類の販売又は貸付けのための自動販売機又は自動貸出機(以下これらの機器を「自動販売機等」という。)を用いて図書類又はがん具刃物類の取扱いを業とする者(以下「自動販売業者」という。)は、自動販売機等を設置しようとするとき又は他の者の設置する自動販売機等を用いて図書類若しくはがん具刃物類の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、これらの自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知らしめなければならない。

(一) 自動販売業者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所所在地及び電話番号)

(二) 自動販売業者が他の者に図書類又はがん具刃物類の取扱いを委託する場合には、当該委託を受けた者(第三十三条第一項及び第三十三条の二第一項において「自動販売等受託者」という。)の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所所在地及び電話番号)

(三) 次条第一項の規定により置くべき自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)の氏名、住所及び電話番号

(四) 自動販売機等の型式及び製造番号並びに設置場所

(五) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした自動販売業者等は、同項に規定する届出に係る事項に変更を生じたときは、当該届出に係る自動販売機等の稼働を廃止したときは、変更を生じた日又は稼働を廃止した日から起算して十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知らしめ届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした自動販売業者等は、当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、知事が交付する届出済

証を貼付しなければならない。

追加「平成三年条例三十七号」

一部改正「平成十五年条例四十号」

(自動販売機等管理者)

第三十二条の二 自動販売業者等は、自動販売機等を適切に管理するため、自動販売機等ごとに自動販売機等管理者を置かなければならない。

2 前項の自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

(一) 自動販売業者等が有害図書類若しくは有害がん具刃物類の除去その他の必要な措置又は有害図書類若しくは有害がん具刃物類を収納している自動販売機等の撤去を自ら直ちにを行うことができず、当該自動販売業者等に代わって当該措置又は撤去を行うことができる権限を有すること。

(二) その管理に係る自動販売機等の設置場所と同一の市町の区域内に住所を有し、かつ、居住している者であること。

(三) 前二号に掲げるもののほか、規則で定める要件

追加「平成十五年条例四十号」

一部改正「平成十七年条例三十七号」

(自動販売機等への有害図書類又は有害がん具刃物類の収納の制限等)

第三十三条 自動販売業者及び自動販売等受託者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売業者等は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について、第二十八条第一項又は第三十条第一項の規定による指定があつたときは、当該指定があつた日から起算して五日以内に、当該有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなければならない。

追加「平成三年条例三十七号」

一部改正「平成十五年条例四十号」

(有害図書類又は有害がん具刃物類の除去)

第三十三条の二 知事は、自動販売業者等、自動販売等受託者又は自動販売機等管理者が前条第一項又は第二項の規定に違反して有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納しているときは、自動販売業者等又は自動販売機等管理者に対して、当該有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他の必要な措置を命じることができる。

2 自動販売業者等又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して五日以内に、当該有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他の必要な措置を行わなければならない。

追加「平成十五年条例四十号」

(自動販売機等の撤去)

第三十三条の三 知事は、前条第一項の規定による命令を受けた自動販売業者等又は自動販売機等管理者が同条第二項の規定に違反して当該有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他の必要な措置を行わないときは、同項に規定する当該命令の措置期限の日の翌日から起算して六月以内の期間において再び第三十三条第一項又は第二項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書類又は有害がん具刃物類を収納したときは、当該自動販売業者等又は自動販売機等管理者に対して、当該自動販売機等の撤去を命じることができる。

2 自動販売業者等又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して十日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

追加「平成十五年条例四十号」

(適用の除外)

第三十四条 第三十二条から前条までの規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業(同項第八号の営業を除く。)、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に設置されている自動販売機等で、青少年の購入又は借受けができない措置が講じられているものについては、適用しない。

追加「平成三年条例三十七号」

一部改正「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

一部改正「平成十五年条例四十号」

(深夜興行場等への立入制限)

第三十五条 興行を主催する者、設備を設けて客に遊技若しくはスポーツをさせる営業を営む者又は設備を設けて客に図書類を閲覧若しくは視聴させ、若しくはインターネットの利用をさせる営業を営む者で、規則で定めるもの(以下「興行者等」という。)は、正当な理由なく、深夜にその興行又は営業の場所に青少年を立ち入らせなければならない。

2 興行者等は、深夜において興行又は営業を営む場合は、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に、青少年の深夜における立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

追加「平成三年条例三十七号」

一部改正「平成十八年条例十六号」

(有害図書類等の指定の取り消し)

第三十六条 知事は、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による指定をした場合において、当該指定の理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

追加「平成三年条例三十七号」

追加「平成三年条例三十七号」

(有書図書類等の指定等の告示)

第三十七条 知事は、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定による指定並びに前条の規定による指定の取消しをする場合には、規則で定めるところにより、告示しなければならぬ。

追加「平成三年条例三十七号」

(勸告)

第三十八条 知事は、第二十八条第四項、第二十九条第二項及び第三十項、第三十一条第二項、第三十二条第三項並びに第三十五条の規定を遵守していない者に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があるとき、その勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

追加「平成三年条例三十七号」

第二節 利用カード等販売業等の規制

追加「平成八年条例十八号」  
一部改正「平成十三年条例四十七号」

(利用カード等販売業の届出)

第三十八条の二 利用カード等販売業を営もうとする者は、利用カードを販売し、若しくは利用情報の提供を行う場所(以下「利用カード等販売所」という。)又は第三十八条の四第二項の規定によつて利用カードを収納することができる自動販売機の設置場所ごとに、その販売又は提供(以下「販売等」という。)を開始する日の十日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。届出をした利用カード等販売所の所在地又は自動販売機の設置場所の移動があつた場合で当該移動後の場所においてその販売等を開始しようとするときも、また同様とする。

(一) 利用カード等販売業を営もうとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地)  
(二) 利用カード等販売所の名称及び所在地又は自動販売機の設置場所  
(三) 前二号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、利用カード等販売所の名称に限る。)に変更を生じたときは、当該変更を生じた日から起算して十五日以内に、公安委員会規則で定める変更届を公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売等を廃止したとき(自動販売機により利用カードを販売する場合において利用カードの収納を廃止したとき及び同項第一号に掲

げる利用カード等販売所の所在地又は自動販売機の設置場所を移動したときを含む。)は、当該販売等を廃止した日から起算して十五日以内に、公安委員会規則で定める廃止届を公安委員会に届け出なければならない。

追加「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

(利用カード等販売業の禁止区域等)

第三十八条の三 利用カード等販売業は、次の各号に掲げる施設の敷地の周囲二〇メートル以内の区域(以下「営業禁止区域」という。)においては、これを営んではならない。ただし、青少年立入禁止場所等営む場合は、この限りでない。

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)  
(二) 児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

(三) 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二九〇号)第二条第一項第一号に規定する都市公園(広場のほか、ぶらんこ、すべり台、砂場その他の児童の遊戯に供する施設のうちいづれかが設けられているものに限る。)  
(四) 前三号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるも

2 一の区域が営業禁止区域となつた際、当該区域において現に前条第一項の規定による届出をして利用カード等販売業を営んでいる者の当該利用カード等販売業については、前項本文の規定は、適用しない。

追加「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

(利用カードの自動販売機への収納禁止)

第三十八条の四 利用カード等販売業を営む者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。

2 前項の規定は、青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機で、青少年の購入ができない措置が講じられているものについては、適用しない。

3 利用カード等販売業を営む者は、規則に定めるところにより、青少年が利用カードを購入することを禁止する旨を自動販売機の見やすい場所に表示しなければならない。

4 公安委員会は、前項に規定する者が同項の規定に違反したときは、同項の規定を遵守させるため必要な措置を命じることができる。

追加「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

(利用カード等の販売等の禁止)

第三十八条の五 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、贈与し、交換し、若しくは貸し付け、又は利用情報を教示し、若しくは提供してはならない。

追加「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

(利用カード等販売業に関する広告物の表示等の禁止等)

第三十八条の六 利用カード等販売業を営む者若しくはその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)又はこれらの者から広告宣伝の委託を受けた者若しくはその代理人等は、利用カード等販売業に関する名称若しくは所在地を記載した広告物を掲出し、又は表示してはならない。ただし、営業禁止区域外において掲出し、又は表示される広告物で規則で定めるものの掲出又は表示については、この限りでない。

2 前項に規定する者は、拡声機を使用して利用カード等販売業に関する名称又は所在地を宣伝してはならない。

3 公安委員会は、第一項に規定する者が同項又は前項の規定に違反したときは、利用カード等販売業を営む者に対し、広告物の除去、広告物の内容の変更その他前二項の規定を遵守させるため必要な措置を命じることができる。

4 第一項本文の規定は、青少年立入禁止場所等で、かつ、外部から見えない位置に掲出し、又は表示されている広告物については、適用しない。

5 第一項の規定は、同項に規定する者が、同項ただし書の規定により広告物を掲出し、又は表示している場合において、当該広告物について、その掲出され、若しくは表示されている区域が同項ただし書の営業禁止区域外でなくなつたとき又は同項ただし書の規定による規則が改正されたことに伴い当該規則で定めるものでなくなつたときは、当該営業禁止区域外の区域でなくなつた日又は当該規則で定めるものでなくなつた日から一月を経過する日までの間は、適用しない。

追加「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

(広告物等の頒布等の禁止)

第三十八条の七 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ等営業に関する名称若しくは電話番号又は利用カード等販売業に関する名称若しくは所在地を記載した広告物(ポスター及びちらし並びにこれらに類するものに限る。)又は規則で定める物品(以下単に「広告物等」という。)を頒布してはならない。

2 前条第一項に規定する者は、広告物等を戸別に頒布(郵便法(昭和二十二年法律第一六五号)第四十三条に規定する郵便受箱へ頒布する場合を含む。)し、道路、車庫、空地、住居の敷地その他これらに類する場所に駐車若しくは保管中の道路交通法(昭和三十一年法律第一〇五号)第一条第一項第八号に規定す

る車両に差し置き、又は公衆の目に触れるような場所に頒布を目的として配置してはならない。

3 警察官は、第一項の規定に違反する行為をしている者に対し、当該違反行為を中止することを命じることができる。

4 公安委員会は、前条第一項に規定する者が第一項又は第二項の規定に違反したときは、利用カード等販売業者を営む者に対し、第一項又は第二項の規定を遵守させるため必要な措置を命じることができる。

追加「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

一部改正「平成十五年条例四十七号」

一部改正「平成十九年条例三十二号」

(広告物等への青少年利用禁止の明示)

第三十八条の八 第三十八条の六第一項に規定する者は、広告宣伝を行うに当たつて、広告物等に青少年の利用を禁止する旨を明示しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する者が同項の規定に違反したときは、利用カード等販売業者を営む者に対し、同項の規定を遵守させるため必要な措置を命じることができる。

追加「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

(営業停止命令等)

第三十八条の九 公安委員会は、利用カード等販売業者を営む者又はその代理人等が、当該販売業に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用カード等販売業者を営む者に対し六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カード等販売業の全部又は一部の停止を命じることができる。

(一) この条例に規定する罪(第四十八条第三項に規定する罪を除く。)に当たる違法な行為をした場合

(二) 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十五号又は第一八二条の罪に当たる違法な行為をした場合

(三) 売春防止法(昭和三十一年法律第一一八号)第一章に規定する罪に当たる違法な行為をした場合

(四) 児童福祉法第三十四条第一項第六号、第七号(同項第六号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。)又は第九号の規定に違反した場合

(五) 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六条第一項又は第六十一条第一項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。)の規定に違反した場合

(六) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪に当たる違法な行為をした場合

(七) 第三十八条の四第四項、第三十八条の六第三項、第三十八条の七第四項又は前条第一項の規定による命令に従わなかった場合

2 公安委員会は、前項の場合において、当該利用カード等販売業者を営む者が営業禁止区域において利用カード等販売業者を営む者であるときは、当該業者に対し、同項の規定による停止の命令に代えて、当該利用カード等販売業者又は当該設置している自動販売機を用いて営む利用カード等販売業の廃止を命じることができる。

3 公安委員会は、第一項の規定により利用カード等販売業の停止を命じ、又は前項の規定により利用カード等販売業の廃止を命じようとするときは、広島県行政手続条例(平成七年広島県条例第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定による聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、広島県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

5 前項の通知を広島県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当の期間は二週間を下回つてはならない。

追加「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十一年条例三十一号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

一部改正「平成十八年条例十六号」

第五章 健全育成を阻害する行為の規制

第三十九条 何人も、青少年に対し、淫行またはわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

一部改正「平成三年条例三十七号」

(場所の提供又は周旋の禁止)

第四十条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

(一) 淫行又はわいせつ行為

(二) と博又は暴行

(三) 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用

(四) トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料の不健全な使用

(五) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医療品の不健全な使用

(六) 飲酒又は喫煙

一部改正「平成三年条例三十七号」

(いれずみを施す行為の禁止)

第四十一条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

一部改正「平成三年条例三十七号」

(深夜外出の制限)

第四十二条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

追加「平成三年条例三十七号」

第五章の二 インターネット利用環境の整備

追加「平成十八年条例十六号」

第四十二条の二 保護者、家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たつては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、インターネットの利用により得られる情報であつてその内容の全部又は一部が第十六条各号のいずれかに該当すると認められる情報(以下「有害情報」という)を、青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第一三七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧又は視聴することのないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

追加「平成十八年条例十六号」

第六章 広島県青少年環境整備審議会

追加「平成三年条例三十七号」

(設置及び所掌事務)

第四十三条 知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項その他青少年を取り巻く環境整備に関する事項を調査審議するため、広島県青少年環境整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(一) 第十三条の規定による推奨

(二) 第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による指定

(三) 第三十六条の規定による指定の取消し

2 知事は、前項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、前項ただし書の規定により第一項各号に掲げる行為をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

追加「平成三年条例三十七号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

(組織及び運営)

第四十四条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(一) 学識経験を有する者

(二) 関係業界を代表する者

(三) 関係行政機関の職員

3 前項第一号及び第二号の委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

追加「平成三年条例三十七号」

第七章 雑則

一部改正「平成三年条例三十七号」

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、営業時間内に限り、利用カード等販売所に立ち入り、この条例の遵守状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。

料の提出を求めさせることができる。

3 前2項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正「平成三年条例三十七号」

一部改正「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

(県民からの申出)

第四十六条 何人も、第十三条の規定による推奨又は第十四条の規定による表彰を行うことが適当であると認めるときは、その理由を付してその旨を知事に申し出ることができる。

一部改正「平成三年条例三十七号」

(委任規定)

第四十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正「平成三年条例三十七号」

第8章 罰則

一部改正「平成三年条例三十七号」

(罰則)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(一) 第三十八条の九第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

(二) 第三十九条第一項の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(一) 常習として第三十三条第一項の規定に違反する行為をした者

(二) 第三十三条の三第二項の規定に違反した者

3 第三十八条の三第一項の規定に違反した者は六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 第三十三条の二第二項、第三十九条第二項、第四十条又は第四十一条の規定に違反した者は五十万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は三十万円以下の罰金に処する。

(一) 第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十八条の四第一項又は第三十八条の五の規定に違反した者

(二) 第三十八条の七第三項の規定による命令に従わない者

6 次の各号のいずれかに該当する者は十万円以下の罰金に処する。

(一) 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十八条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(二) 第三十二条の二第一項の規定に違反した者

(三) 第四十二条の規定に違反した者

(四) 第四十五条第一項又は第二項の規定による立入調査、質問若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

7 第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十八条の五、第三十八条の七第一項、第三十九条から第四十一条まで又は第四十二条第二項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

全部改正「平成八年条例十八号」

一部改正「平成十三年条例四十七号」

一部改正「平成十五年条例四十号」

(両罰規定)

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

一部改正「平成三年条例三十七号」

全部改正「平成八年条例十八号」

附則

この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年三月二十六日条例第三号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)附則第三条第一項の規定により引き続き貸金業を営んでいる者については、その者を同法第二条第二項に規定する貸金業者とみなして、第二条の規定による改正後の広島県青少年健全育成条例第二十一条第三項の規定を適用する。

附則 (昭和五十九年十二月二十五日条例第二十八号)

この条例中(中略)第四条の規定は同年「昭和六十年」二月十三日から施行する。

附則 (平成三年十二月二十日条例第三十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし第五章を第七章とし、同章の前に次の一章を加える改正規定(広島県青少年環境整備審議会に係る部分に限る。)は公布の日から施行する。

(自動販売等業者に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に営業している自動販売等業者は、この条例の施行の日から起算して一か月を経過する日までに、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、改正後の条

例第三十二条に定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、その日までに稼働を廃止した当該自動販売機等については、この限りでない。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成七年十月十一日条例第三十六号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第二項の改正規定は、平成七年十月十八日から施行する。

附則 (平成八年十月九日条例第十八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成九年一月一日から施行する。

(テレホンクラブ等営業等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の広島県青少年健全育成条例(以下「改正後の条例」という。)第三十八条の二第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の十日前までに」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。

3 前項の規定によりテレホンクラブ等営業の届出を行った者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成十年十二月三十一日までの間は、改正後の条例第三十八条の四第一項の規定は適用しない。

4 この条例の施行の際現に利用カード等販売業を営んでいる者については、改正後の条例第三十八条の三第一項に規定する利用カード等販売業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の十日前までに」とあるのは、「平成九年一月三十一日までに」とする。

5 前項の規定により利用カード等販売業の届出を行った者については、施行日から平成十年十二月三十一日までの間は、改正後の条例第三十八条の五第一項の規定は適用しない。

6 附則第四項の規定により利用カード等販売業の届出を行った者については、施行日から平成九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十八条の六第一項の規定は適用しない。

7 この条例の施行の際現に掲出し、又は表示されているテレホンクラブ等営業及び利用カード等販売業に関する広告物(改正後の条例第十五条第五号に規定する広告物をいう。以下同じ。)については、施行日から平成九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十八条の八第一項の規定は適用しない。

8 附則第三項又は第五項に規定する者が、これらの規定により改正後の条例第三十八条の四第一項に規定する営業禁止区域においてテレホンクラブ等営業又は利用カード等販売業を営む場合は、平成九年四月一日から平成十年十二月三十一日までの間

は、テレホンクラブ等営業に関する名称若しくは電話番号又は利用カード等販売業に関する名称若しくは所在地を記載した広告物で規則で定めるものの掲出又は表示については、改正後の条例第三十八条の八第一項の規定は適用しない。

附則 (平成十一年十月八日条例第三十一号)

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

附則 (平成十二年三月二十七日条例第十九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十三年十二月二十一日条例第四十七号)

(施行期日)

1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第三十条の改正規定、第四十三条の改正規定、第四十八条第四項の改正規定(第三十条第三項に係る部分に限る。)、及び第四十八条第六項の改正規定(第三十条第二項を「第三十条第三項」に改める部分に限る。)、は、平成十四年四月一日から施行する。

(利用カード等販売業の営業に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の広島県青少年健全育成条例(以下「旧条例」という。)第三十八条の五第一項ただし書の規定により、同項の利用カード等販売業を営んでいる者(同項に規定する青少年立入禁止場所等当該利用カード等販売業を営んでいる者を除く。)であって、旧条例第三十八条の三第一項の規定による届出を行っているものについては、改正後の広島県青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第三十八条の三第一項の規定は、適用しない。

(利用カード等販売業の広告物の掲出等に係る経過措置)

3 旧条例第三十八条の八第五項の規定により、利用カード等販売業を営む者が、旧条例第三十八条の五第二項の規定により、旧条例第三十八条の四第一項の営業禁止区域において当該販売業を営むことができる場合に、当該販売業を営む者若しくはその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)(又はこれらの者から広告宣伝の委託を受けた者若しくはその代理人等が行う利用カード等販売業に関する広告物の掲出又は表示については、旧条例第三十八条の八第五項に規定する期間中は、新条例第三十八条の六第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成十五年十月七日条例第四十号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(自動販売機等の設置届等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第三十二条第一項の規定により自動販売機等の設置を届け出ている者は、この条例による改正後の第三十二条第一項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日から同月十日までの間に、当該自動販売機等ごとに、同項に規定する事項を知事に届け出なければならない。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の第三十二条第一項に規定する他の者の設置する自動販売機等を用いて図書類又はがん具刃物類の取扱いをしている者に係る同項の規定の適用については、同項中「自動販売機等を設置しようとするとき又は他の者の設置する自動販売機等を用いて図書類若しくはがん具刃物類の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、これらの」とあるのは、「平成十六年四月一日から同月十日までの間に、当該」とする。

附則 (平成十七年七月六日条例第三十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則 (平成十八年三月二十七日条例第十六号)

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

附則 (平成十八年三月二十七日条例第六号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附則 (平成十九年七月六日条例第三十二号)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附則 (平成十九年十月十一日条例第五十号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一一五号)附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

(定める日)平成十九年十二月十九日)